最終更新日：2018年12月25日

ダブル・スコープ株式会社
代表取締役社長 崔　元根
問合せ先：03-5436-7155
証券コード：6619

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益を重視しており、株主を始めとするステークホルダーにとっての企業価値を極大化し、かつ、継続的に高めていく上でコーポレート・ガバナンスの充実は重要であると認識しております。当社の資本は、独立した複数株主の出資により構成されております。
そのため、コーポレート・ガバナンスに対する意識は以前から強く、経営の透明性、企業倫理の向上を図るべく、以下の体制整備、内部統制を実施しております。
また当社は、今後もコーポレート・ガバナンス経営の重要性を深く認識し、その時点で当社に最もふさわしいコーポレート・ガバナンス経営体制を検討し、継続的に整備・構築していく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】
【補充原則4-10-1】
当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していません。取締役の選任や報酬については、取締役会の決議に先立ち、社外取締役や監査役会に説明し、事前に形成された意見を得たうえで審議を行うこととしています。このことから、諮問委員会の設置は必要なく、現行の仕組みで取締役会は適切に機能し説明責任は担保されているものと考えております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、取締役の員数を9名以下と定めており、現在、取締役は5名を選任し、そのうち2名を独立社外取締役としており、少人数により活発な議論が可能な体制を維持し、当社事業に関する深い知見を備える取締役や、独立の立場から取締役会の適切な意思決定や経営陣に対する監督を期待できる専門知識や経験等を兼ね備えた社外取締役により構成されております。現在、取締役は全員男性ですが、当社の経営課題への対応に必要な資質と多様性を確保する観点から、ジェンダーや国際性を加味した構成を検討してまいります。
監査役の員数は5名以下としております、現在、監査役は3名を選任し、うち2名の社外監査役を選任しております。特に社外監査役には財務、会計、法務に加え会社経営に高い専門性を有している人物を選任しています。これら社外監査役を含む監査役会は、社外取締役や会計監査人等と定期的に意見交換を行うことにより、取締役会の実効性確保を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】
当社は、政策保有株式を保有しておりません。また、今後も中長期的に当社の企業価値向上に資すると認められる場合を除き、政策保有株式を保有しない方針であります。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】
当社は、取締役会規則及び同付議基準を定め、取締役と会社との取引について取締役会の決議を求めています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナとして機能発揮】
当社は、任意の企業年金制度はありません。

【原則3-1. 情報開示の充実】
1. 経営基本方針、経営戦略及び中期経営計画
当社の経営基本方針及び経営戦略については、当社ホームページ及び決算説明資料にて開示しております。また、中期経営計画については、毎年第2四半期決算発表時に開示し、合わせてTDnet及び当社ホームページで開示しております。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「Ⅰ.1.基本的な考え方」に記載のとおり、企業活動を支える様々なステークホルダーの利益が重要であるとの考えに基づき、株主を始めとするステークホルダーにとっての企業価値極大化と継続的向上、経営の透明性、企業倫理向上を基本方針としています。

3. 取締役の報酬決定
当社の取締役の報酬は、月額報酬のみで構成され、その総額については株主総会にて上限を決定し、会社業績と連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としています。役員各人別の報酬額については、この方針に従い、取締役会で配分方法の取り扱いを協議した上で代表取締役が決定しております。

4. 取締役・監査役候補の選任・指名及び経営陣幹部の解任に関する方針と手続き
取締役候補者については、業務に精通し、人格・見識・実行力に優れた人物で、当社の経営理念にふさわしい候補者を選任することとしています。社外取締役候補者については、業務執行の監督機能を強化する観点から、利益相反を生じる恐れのない人物を独立社外取締役として2名選任しています。監査役候補者については、専門的な経験や見識を有し、公正で客観的に監査を行うことが期待できる人物を選任することとしています。なお、取締役候補者の選任手続きについては、取締役会に先立ち、社外取締役及び監査役会に候補者の説明を行い、適切な助言を得たのち取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。監査役候補者の選任手続きについては、社外監査役が半数以上を占める監査役

会での審議のうえ同意を得て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。
　また、経営陣幹部の解任の方針と手続きについては、経営陣幹部がその機能を発揮していないと認められる場合、取締役会に先立ち社外取締役及び監査役会に解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たのち取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

5. 取締役・監査役候補の個々の選解任・指名に関する説明
　取締役及び監査役の選解任について、その理由を株主総会の招集通知に記載することとしています。

【原則4-1.　取締役会の役割・責務(1)】
【補充原則4-1-1】
　当社の取締役会において付議又は報告すべき事項は、取締役会規則及び同付議基準により付議又は報告事項を定めています。また、それに関連して職務権限及び稟議の取り扱いについても、社内規程により明確化しており、経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】
　当社は、経営の監督機能の強化とともに、一般株主の目線から監督を担うことができる独立社外取締役を取締役総数5名のうち、2名選任しております。独立社外取締役は取締役会の中で、付議事項や報告事項に対して、一般株主の視点に立ち発言することに加え、豊富な企業経営に対する経験や知識に基づいて適宜助言を行い、経営戦略の高度化及び経営の効率性の向上に貢献しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　独立社外取締役は、東京証券取引所の基準に基づき選任しております。

【4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
【補充原則4-11-1】
　当社の取締役会は、事業分野に精通する業務執行取締役と、企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有する社外取締役で構成されており、取締役の選定に当たっては、人物・見識・能力ともに優れ、当社の事業の発展に大いに貢献していただけるかという視点で個々の候補者を選んでおります。取締役会の規模については、充分な議論と迅速な意思決定が行えるよう、適切な人数で構成しており、定款により9名以内としております。

【補充原則4-11-2】
　当社取締役・監査役は、自身の受託責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるように努めています。また、当社は、毎年事業報告書にて各取締役・監査役の重要な兼務状況について開示しています。

【補充原則4-11-3】
　当社は、取締役会において法令等の遵守状況、リスク管理、情報共有など、取締役の職務執行についてチェックを行い、健全で効率的な経営に努めております。
　今年度から取締役会の実効性をさらに高めるために、取締役会の実効性について、自己評価及び取締役会・監査役会での分析・評価を行っております。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】
【補充原則4-14-2】
　当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングとして、社外役員を含む新任取締役及び監査役に対し、当社工場等主要拠点の見学、説明会及び事業勉強会を実施し、当社に関する知識の習得を支援しております。また、取締役及び監査役の業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶために、外部教育機関を利用して、取締役及び監査役としての役割及び責務についての理解を深めるための支援を行っております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】
【補充原則5-1-2】
　当社は、会社の持続的な成長と中長期的な向上を目指し、株主の皆様との建設的な対話を促進し当社の経営方針や経営状況をわかりやすく説明し、株主の皆様の理解が得られるよう努めております。
(1)人事総務部を株主の皆様との対話を統括する部署としています。
(2)当社は四半期毎に決算説明会や工場見学会を開催して、情報開示の充実に努めております。
(3)社内では、インサイダー情報が発生する際には、インサイダー情報管理台帳に記録し、情報管理の徹底を図っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
崔　元根(CHOI WON KUN) (常任代理人 みずほ証券株式会社)	4,267,000	13.63
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,075,100	6.63
TAIYO HANEI FUND, L. P. (常任代理人 株式会社三菱ＵＦＪ銀行)	1,899,100	6.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,166,400	3.72
BBH (LUX) FOR NN (L) GLOBAL SUSTAINABLE EQUITY (常任代理人 株式会社三菱ＵＦＪ銀行)	1,158,500	3.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,075,300	3.43
TAIYO FUND, L. P. (常任代理人 株式会社三菱ＵＦＪ銀行)	1,055,900	3.37

BNYM SA/NV FOR NN PARAPLUFUNDS 1 N. V. (常任代理人 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行)	750,800	2.39
CLEARSTREAM BANKING S. A (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	661,744	2.11
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	625,940	2.00

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
升野　勝之	他の会社の出身者											
太田　清久	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
升野　勝之	○	―	大手化学メーカーで常務取締役を経験されており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役に選任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しました。

太田　清久	○	―	電機及び通信業界の企業調査を長年経験され、産業動向や企業経営に関する豊富な知識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート･ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役に選任しています。 また、「独立役員の独立性に関する事項」における独立性に関する判断基準に掲げられている事由に該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と期の初めに年間計画について打合わせを行い、その監査の状況について随時報告を受けており、四半期毎の監査結果報告時に意見交換を行っております。
また常勤監査役は年2回行われる内部監査時に臨席し監査状況を把握することにしています。そのほか、監査役は会計監査人とも定期的及び必要に応じて会合を開催し、情報を共有化しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岩本　永三郎	他の会社の出身者													
李　俊範	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩本　永三郎	○	―	上場企業の代表者としてのビジネスキャリア、知見、専門性を生かして、グループ全体の監査を適正に行っていただけるものと判断したため。
李　俊範		―	韓国語が堪能であるとともに、公認会計士の資格を有しており、財務面、会計面での専門的な知見に基づき、グループ全体の監査を適正に行っていただけるものと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

取締役、従業員については、経営参画意識や業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としており、監査役に対しては、適正な監査業務の遂行による企業価値の向上に資するために付与しております。なお、株式上場後からは、監査役及び社外取締役に対しては、独立性を強化する観点からストックオプションを付与しないこととしています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

締役報酬及び監査役報酬は、それぞれ総額での開示を行っております。また、海外子会社との兼務役員で、海外子会社から報酬を受けている取締役については、その旨記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決定されている限度内で、会社業績と連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としています。役員各人別の報酬額については、この方針に従い、取締役会で配分方法の取り扱いを協議した上で代表取締役が決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達は、常勤監査役が適宜行うとともに、人事総務部が中心となり、取締役会等を含めた必要な資料及び情報の提供のサポートを行っております。
また、社外監査役を含めた代表取締役との個別面談の場を設けており、経営及び業務執行状況について、より詳細な状況の把握に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会
当社の取締役会は取締役5名で構成されており、うち2名が社外取締役となっております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定しており、原則として月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。
特に迅速な決定等が必要な場合においては、テレビ会議システムなどを利用した臨時の取締役会を開催し、機動的な審議と意思決定が行われるよう努めております。

2) 監査役会
当社は監査役会を設置しております。当社の監査役会は監査役3名で構成されておりますが、うち2名が社外監査役となっており、より公正な監査が実施できる体制をとっております。監査役は、原則として月1回の監査役会を開催するほか、必要に応じて監査役間の協議を行い意見交換しております。また、取締役会への出席、その他重要な会議への出席を行い必要に応じて意見を述べるほか、取締役との面談、会社財産及び重要書類の閲覧による業務の調査を通じて、取締役の職務遂行を監視する体制を整えております。
また、会計監査人及び内部監査部門とそれぞれの監査の計画、進捗及び結果について定期的に相互に情報及び意見の交換を行う等の連携を図っております。

3) 内部監査制度
当社は、会社の資産の保全のため、また、業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査制度を発足させております。当社は会社規模が比較的小さく、内部統制の担当人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、担当、責任者を兼務させております。内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査人は監査役及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、部門相互監査を行うため、人事総務部管理職が兼務する内部監査責任者及び内部監査担当者が人事総務部以外の部門の監査を担当し、管理職が兼務する別の内部監査責任者及び内部監査担当者が人事総務部の監査を担当して各部署及び子会社に対し年間計画に基づいて監査等を実施し、必要な場合に改善を促し、フォローアップを行うことにより社内における不正行為の未然防止に努めております。

4) 会計監査人
会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査及び会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

重要な意思決定機関である取締役会を構成する取締役5名のうち2名を社外取締役とすることで意思決定プロセスの透明性を確保し、さらに監査役3名中2名を社外監査役とすることで、経営への監視機能の強化を図っております。各社外役員においては、それぞれが専門分野において豊富な経験及び幅広い知見を有しており、独立した立場から適宜意見を述べることで、ガバナンス体制の強化を果たしています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	海外株主への便宜を図る必要があることから、総会3週間前に発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算となっておりますので、株主総会は3月下旬に開催しており、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使にあたり、株主名簿管理人が運営している議決権インターネット行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	東証プラットフォームを導入して、機関投資家の議決権行使を促進しています。
招集通知（要約）の英文での提供	海外機関投資家の議決権行使を促進するために、英文の招集通知書を作成し開示しています。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社業容業績等を理解して頂くために、四半期及び通期の決算発表後の年4回、定期的に決算説明会を開催し、それ以外にセミナーや個別Mtg.を行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等のカンファレンスやロードショーを通じて、海外機関投資家にも、四半期決算ごとに定期的に当社の状況を説明しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ（https://w-scope.co.jp）上にIR情報のコーナーを設け、適時開示資料等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	人事総務部に担当者を設置し、対応しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は行動規範において、会社と利害関係をもつすべての者との間で公平・公正かつ透明な関係を維持し、公正な取引を行わなければならないと規定しています。また、経営理念において、企業の発展は社会との共同作業の結果であり、企業は社会への貢献に努めるものとのもと、企業活動を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下の内容のとおり取締役会において決議しております。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であり、当社の役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観に基づいて行動をとるために経営理念及びコンプライアンス規程を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

② コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスに関する統括責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

③ コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、代表取締役または取締役会が再発防止策を決定し、全社的にその内容を周知徹底する。

④ 役職員は他の役職員の法令違反行為を知った時は、速やかに人事総務部に報告しなければならない。

⑤ 役職員の法令･定款違反行為については、コンプライアンス規程に基づき処分を決定する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録･保存し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築･運用を行う。

② 管理部門において当社グループ全体のリスクを網羅的･総括的に管理し、内部監査責任者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

② 取締役会は、取締役会規則、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築する。

③ 内部監査責任者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。内部監査責任者及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社は、当社との連携･情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特徴を踏まえ、内部統制システムを整備する。

② 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。

③ 取締役は当社及び関係会社の取締役の職務執行を監視･監督し、監査役は当社及び関係会社の業務執行状況を監査する。

6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、管理部門の従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役に相談し、意見を求め、同意を得るものとする。

8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、取締役又は使用人は監査役に対して法定の事項に加えて、当社に重大な影響を及ぼす事項の発生又は発生する恐れが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
監査役は、取締役会議事録等の業務執行にかかわる記録及び、稟議書等すべての重要な決裁書類を常に確認できることとする。
また、監査法人及び内部監査担当者との間で情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保する。

10) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社ではコンプライアンス規程運用規則を設けて反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。具体的には、新規取引先及び既存取引先について日経テレコンによる記事検索、ウェブサイトのチェックにより調査を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

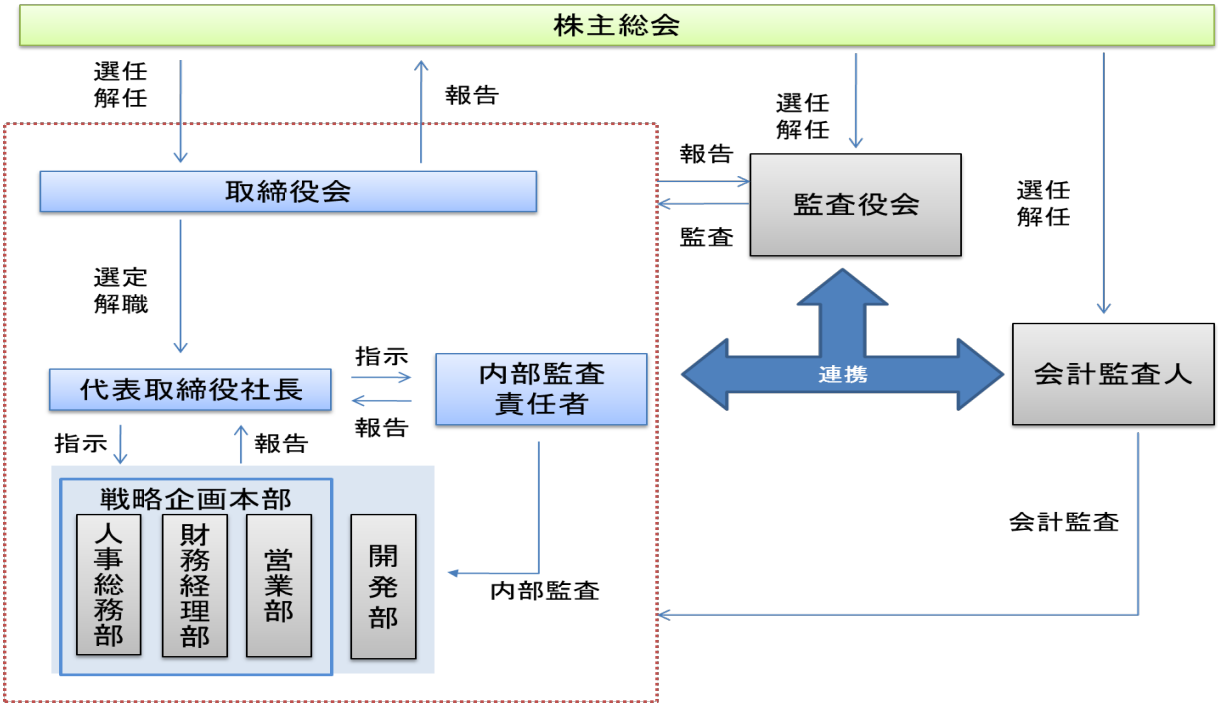
該当項目に関する補足説明

―――

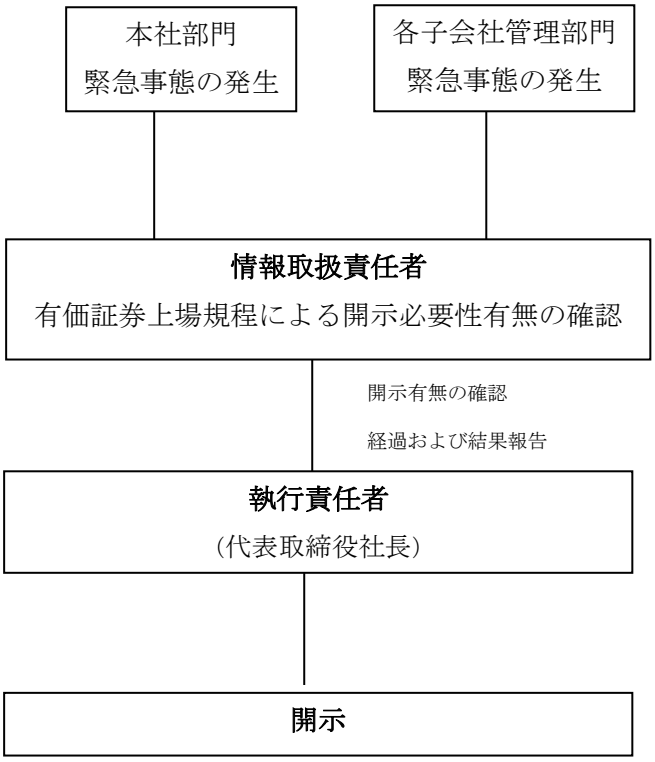
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】



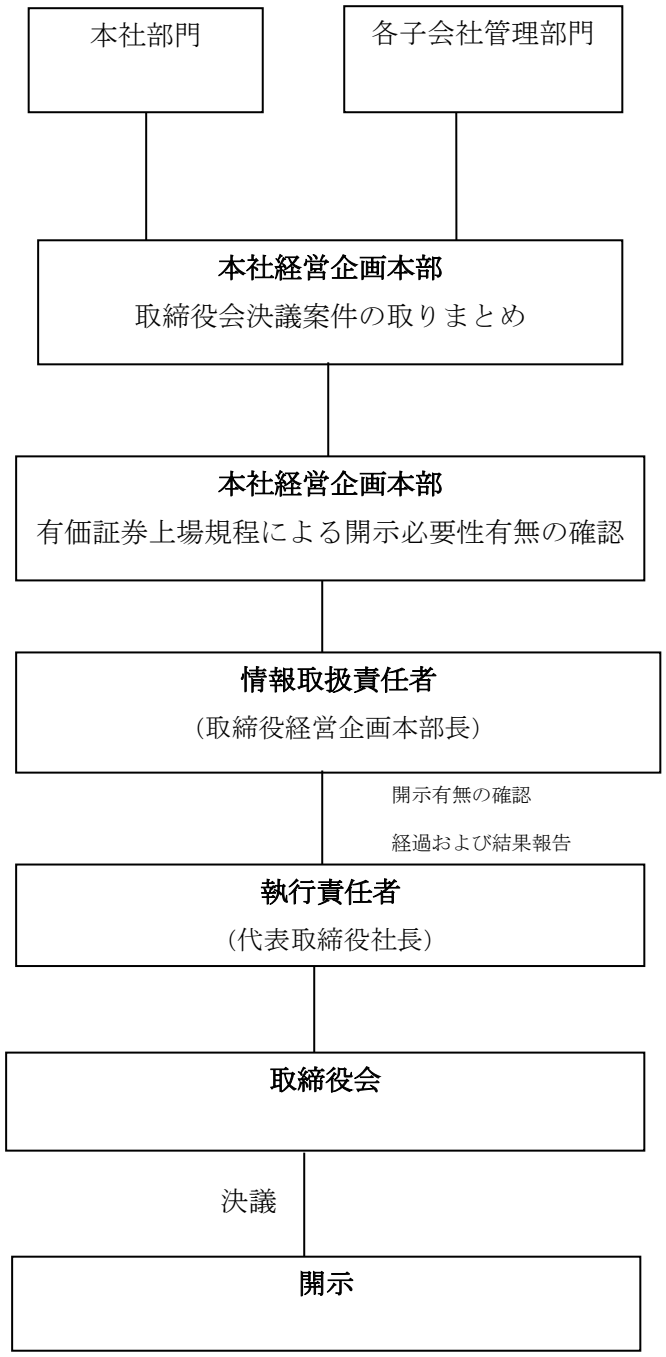
〈当社グループに係る発生事実に関する情報等〉



【適時開示体制の概要（模式図）】

適時開示手続き

〈当社グループに係る決定事実・決算に関する情報等〉



以　上